

理学療法士の キャリア支援



いざという ときのために 仕組みを知ろう

START!



国家試験合格!
4月から理学療法士として働きます

新たに合格した理学療法士が診療報酬・介護報酬を算定できる開始日は、理学療法士免許を申請した後、指定された住所へ届く「登録済証明書用はがき」に記載されている登録年月日です。

※施設基準に関する手続き等が別途必要になる場合があります。

医療専門職は人の命、人生に関わる職種として、たゆまぬ自己研鑽が求められます。2022年度から新生涯学習制度が始まりますが、新人教育プログラムを修了すると前期登録理学療法士の修了に必要な単位の一部を履修したことになるので、ぜひ2021年度中に修了してください。

※現行制度での認定・専門理学療法士試験も、2021年度が最後となります。制度の概要は本会HPをご確認ください。

協会 生涯学習制度

<http://www.japanpt.or.jp/about/enterprise/lifelonglearning/about/>



会員全員が対象で、理学療法業務中の事故に対する補償をカバーします。日常生活の事故もカバーする保険を任意で追加することもできます（有料）。

協会 理学療法士賠償責任保険

<http://www.japanpt.or.jp/about/join/regularmember/hoken01/>



職場の階段で
転んで骨折!
まさか自分がリハを受ける
立場になるとは…

業務に由来するケガや病気は労災保険給付で療養費が賄われます。また、休業が必要な場合は賃金の一部が補償されます。

社会制度 労災保険制度

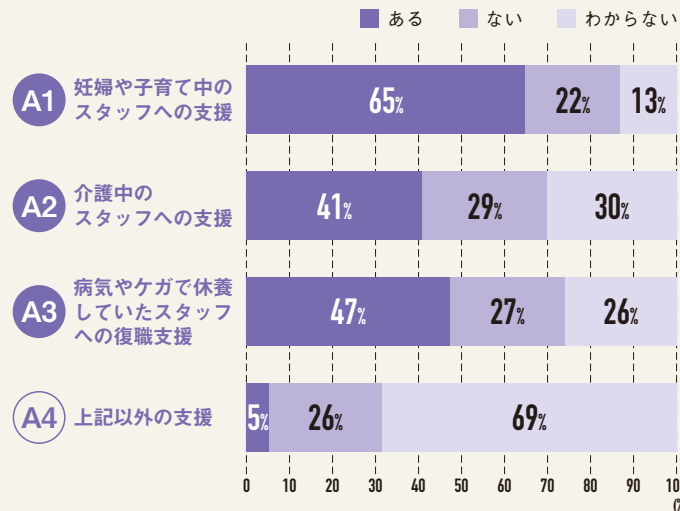
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-12.html>



理学療法士という仕事は、他者の人生を支援できる、とてもやりがいのある仕事ですが、そのため、理学療法士自身は自分に無理をさせてしまう場合も多いようです。

そこで本号では、皆さまの理学療法士としてのキャリアが少しでも良いものになるように、社会保険労務士の角田大祐さん（e・ラボ社会保険労務士法人代表社員）に協力いただき、理学療法士を支える社会や本会の仕組みの概略について特集します。いざというときが来る前に身につけておくべき知識としてぜひご活用ください。

Q. あなたの職場には以下の
キャリアサポートの仕組みがありますか。
各項目についてご回答ください。



協力者からのメッセージ

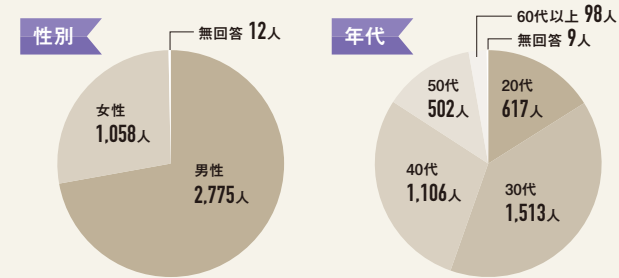
角田 大祐さん

e・ラボ社会保険労務士法人代表社員・特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント・高千穂大学兼任講師。医療福祉機関やベンチャー企業を中心に約80社の労務管理に携わる。



労働市場を取りまく環境は常に変化しており、最近では労働力人口の減少が話題にあがります。一方で女性や高齢者の就労意欲が高いとも言われています。多くの人がライフステージに合う形で就労して、人にしかできない仕事の価値を作るためには、育児・介護や病気療養等と仕事の両立を実現しなければなりません。両立のための支援制度は法律でも整備されていますが、申請しないと使うことができないこともあり、これらの情報は積極的に取りに行く必要があります。ここで紹介した内容が、皆さまの調べるきっかけになれば幸いです。

〔アンケート回答者基本情報〕



調査：JPTA NEWS 329(2月)号アンケート 実施期間：2020年12月3日～12月9日
回答者数：3,845人

※マイページに登録されている会員の皆さまのメールアドレス宛に回答のお願いを送信しています。メールが届いていない方は、マイページの登録内容をご確認ください。

GOAL!



いろいろあったけど
定年まで勤められた。
これから第2の人生も
やっぱりリハに関わりたい!

現在、法律で事業主は被雇用者の雇用について65歳まで確保することが定められています。65歳を定年と定める以外に、再雇用制度や勤務延長制度等の導入で対応している場合があります。なお、2021年4月1日からは70歳までの就業機会を確保することも努力義務となります。

社会制度 高齢者雇用安定法

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html



満65歳以上かつ会員歴25年以上の在会会員に対する年会費の割引制度があります。

協会 シニア割引

<http://www.japanpt.or.jp/about/join/change-notification/06/>



体調不良を放置していたら、
がんでした。
手術と投薬で回復したけれど、
以前のように働く自信がない…



アンケート
A3 参照
病気やケガで休養していた
スタッフへの復職支援

詳細は11ページをご覧ください

赤ちゃんを授かった!
仕事を続けられるように
利用できる制度は
何があるんだろう?



アンケート
A1 参照
会員施設での妊婦や子育て
中のスタッフへの支援

詳細は8～9ページをご覧ください

昇進して
リハ科の管理者に!
理学療法のことならわかるけど
管理者の仕事って何をするの?



管理者の人材育成のための研修システムと、修了者で構成される管理者ネットワークの構築および情報提供を行っています。

協会 協会指定管理者制度

会員限定コンテンツ>指定管理者

父親が脳卒中で
介護が必要に…
仕事、子育て、介護の
全部をやるなんて
どうしたらいいか目が回りそう



アンケート
A2 参照
介護中の
スタッフへの支援

詳細は10ページをご覧ください

理学療法士が 輝き続けるための キャリア支援を考える

理学療法士のキャリアを支援するためにどのような取り組みをしているのか、施設・士会・任意団体それぞれの立場から、3人の方にお話をうかがいました。

どのようなキャリア支援を行っているか

吉井：本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。はじめに、皆さんの活動内容を聞かせていただけますか。

金森：私が勤務している筑波記念病院は487床の一般病院で急性期・回復期・生活期をカバーしており、現在230人ほどのリハスタッフが在籍しています。ここ数年、理学療法士だけで20人程度の新卒者が入職しています。入職後5年間はジェネラ

リストに求められるキャリアを積んでもらうために、いろいろな診療チームをローテーションし、臨床経験を重ねてもらっています。2016年度の入職者からは、入職時にポートフォリオの活用を促すとともに、課題を解決するための学習法（プロジェクト学習）を指導し、各種演習やワークショップのほか、臨床経験1、2、3年を経た際に自身の成長を発表する機会を設けています。ま

た、若手スタッフに自身のキャリアを考えていく手がかりを示す目的で、役職者が自身のキャリアをスタッフに向けて紹介する機会を設けています（図1）。入職したての頃は目の前のことで精いっぱい、将来のことに十分に目が向かないようですが、それが3年目になると、仕事に対する姿勢やこれからのビジョンなども次第に考えられるようになるようです。産休・育



PROFILE
金森 毅繁
Takeshige Kanamori
2000年から医療法人社団筑波記念会 筑波記念病院に勤務し、現在はリハビリテーション部部長。一般社団法人全国デイ・ケア協会監事、つくば市理学療法士会副会長なども務める。



PROFILE
河合 麻美
Mami Kawai
NPO法人ReMind 代表理事。さいたま赤十字病院にて約25年間臨床の現場に立つ傍ら、2006年にmixiコミュニティサイト、2008年にリハビリママ＆パパの会（旧PTママの会）を設立。



PROFILE
寺尾 詩子
Utako Terao
1994年より聖マリアンナ医科大学病院に勤務。（公社）神奈川県理学療法士会ライフサポート部に前身である女性会員支援事業委員会発足時より関わり、2012年に部長に就任。

司会進行 **吉井 智晴** 公益社団法人日本理学療法士協会 常務理事

休等については、取得するスタッフが常に一定数いるため、それを前提として採用計画を立てています。4年前からは男性取得者もちろほら現れています。また、家庭の事情でパートに転換して週1で出勤するスタッフなどもあります。できるだけスタッフが活躍できる選択肢を用意できるよう心がけています。

寺尾：素晴らしい取り組みですね。私は現在、神奈川県理学療法士会（以下、神奈川県士会）のライフサポート部の部長を務めています。ライフサポート部は、30代以上の女性会員が激減する問題に取り組むために女性会員支援事業委員会として発足しましたが、活動を通して会員全般への支援が必要ということから、名称を変えた上で、働き続けられる職場環境を考えていく取り組みを現在も続けています（図2）。

河合：私は急性期病院で25年間働き、その間に4人の子ども（1組は双子）を産み、

産休・育休を取得しました。3・4人目の双子で育児ノイローゼ状態になり、同じ立場の人と話したいという思いから、2006年にmixi「頑張れ！PTママコミュニティ」を設立しました。そこでの意見交換で、もっと自分たちがどう働きたいかを伝えていくことが大事だと考えて、2008年にリハビリママ＆パパの会を立ち上げました。会の活

動としては、話をする場の創出のほかに、育児と仕事の両立についてのアンケートを行ったり、妊娠中・育児中の女性が自信をなくしている原因の一つとして、研修会に参加できず、スキルアップが難しいという意見があったことから、託児のある勉強会も開催するようになりました。

若手スタッフが取り組む課題

ジョブ・ローテーション(5年)

ポートフォリオの活用

プロジェクト学習

- 演習 情報リテラシー ● 実践 リスク教育
- ワークショップ
- 「成長提案プロジェクト」「課題発見プロジェクト」「コンピテンシーディクショナリー」
- 成長報告会(1、2、3年経過時、計3回)

1年目

その他

キャリア紹介

役職者などの経験のあるスタッフが部内スタッフに対し、自身のキャリアについて紹介する

1. 調査

女性会員の職場環境や離職に関する意識調査、育児経験のある男性PTへの調査、PT部門責任者を対象に両立に関する調査 など

2. 研修会・交流会

就業継続を支援するための研修会、就業継続を考える交流会 など

3. 託児室

4. 活動報告・情報提供

ホームページには、これまでの会報掲載内容、調査報告、学会報告内容が掲載されています



図1 筑波記念病院リハビリテーション部のキャリア支援の取り組み例

図2 （公社）神奈川県理学療法士会ライフサポート部の取り組み



リハビリママ＆パパの会10周年記念パーティー

働きやすい職場にするためには

吉井：今回の特集では、理学療法士のキャリア支援についてのアンケート結果から、制度としては導入されている施設が増えてきているという感触はありました。しかし、制度があっても運用できているとは限りません。どのように組み組めば働きやすい職場が実現できるとお考えでしょうか。

寺尾：私の職場では、ようやく時短勤務と非常勤スタッフの雇用で育休からの復帰が定着しつつあり、非常勤から常勤スタッフにという実績も作ることができたところです。ただ、通常勤務は定時内では業務が収まらず、1時間前に出勤して情報収集したり、終業時間後もカルテや書類の記載やカンファレンスが当たり前なのは変わっていません。育児中の方の工夫と努力で何とかやれているというのが実状です。

金森：私の職場では、時短勤務のスタッフは定時で帰れるように仕事を調整しています。所定の時間内で仕事を終えることを前提にチームリーダーに配慮させていて、時短勤務のスタッフが会議のために残りました



臨床業務の様子

がっても帰るように言っているくらいです。また、スタッフの声を基に、部内での働きやすい職場を作っていくための活動を行っています。活動の例として、年次有給休暇などの福利厚生に関する諸制度について知ってもらうための広報誌を発行するという取り組みなどがあります。

私たちは次世代のために生きているという視点に立つと、妊娠、出産、子育てというイベントは社会を構成する人々の誰にとっても喜ばしいことであるはずで、子育て支援は社会全体が取り組む当たり前のことであると、役職者の集まる会議などでも伝え、啓発に努めています。

河合：定時で上がって保育園のお迎えに行き、お風呂に入れて、と育児をしながら仕事と両立させるのが大変なのは当然です。人生のミッションが一つ増えているわけですから、その大変さをどう前向きにとらえていくかが大事だと思います。

吉井：特集用のアンケートでは、制度を使うのに躊躇する、自信をなくしてしまうという声が散見されたのが印象に残りました。

寺尾：真面目な人が多く、追い詰められてしまっているのですが、つらくなってきたことをちゃんとやって休んだり、仕事を止めたりすることも必要ですね。

金森：時短勤務などを引け目に感じる方はいます。勉強したくてもできなくて新しくやることを増やせない、患者さんにも申し訳ないから辞めたいというスタッフもいました。その際、私は、できる貢献をすればよいのではないかと提案しました。現状でどう患者さんに関わることができ、どう貢献できるか、

貢献できていることに目を向けることも必要で、その促しをすることは管理者の役割だと思っています。

河合：会で行ったアンケートでは、91%の人が仕事と育児の両立が難しいと考えていました。でも、育児はみんなに助けられながら両立できますし、介護も育児もお互い支えるのが当然という感覚に日本社会がなれば、子どもも満たされていく社会になるのではないのでしょうか。また、広義のキャリアデザインとして、ライフイベントが患者さんの治療や会話に活かれますし、内的なキャリアを形成していると考えられることもできると思います。

金森：子育てと仕事のどちらも最大限やるということは理想ですが、物理的に無理なこともあるので、その時々には選択が必要と考えてほしいですね。私も子育てのことで仕事を抜けるとき、当たり前ですが、誰かに自身の役割を託すことになるわけですから、申し訳ないと思います。「何かあったらお互いに助け合おう」という文化を醸成していくことが必要だと思います。

河合：理学療法士の世界は男女半々で若い世代も多いので、働きやすい業界ナンバー1を目指してほしいですね。そのためには、妊娠初期の胎盤ができるまではリスクの高い業務を避けること、管理者に配慮してほしいことなど、ガイドラインも出してほしいところです。

吉井：特集用アンケートでも切迫流産が多いことや、妊娠中の介助をどの程度行っようかのガイドラインがほしいという意見などがありました。

寺尾：神奈川県士会では、ウイメンズヘルス・メンズヘルス部門の方と一緒に、妊娠中の活動は何がよくて何が悪いのか、背景知識も含めてわかっているものをまとめ、それをどう伝えていくか模索しています。

あなた自身が大切にしていることは何か

吉井：皆さんの活動の具体的なお話は大変参考になりました。最後に皆さんが大切にしていること〔キャリア・アンカー(注)、価値観など〕についてお話しいただけますか。

金森：キャリア・アンカー診断というものがあつたのでやってみたところ、自分が大切にしているものは「自律・独立」の割合が最も高く、「ワークライフバランス」「社会への貢献」と続きました。若いときは「自律・独立」が強かったと思いますが、結婚して子どもができ、役職者になって社会とは何かを知ろうと経済や人類史などを学んだりして、あとの2つの面が出てきたのだと思います。

仕事においては部門の責任者の役割を担う上で、スタッフがよい成果を上げることが病院という組織や地域社会への貢献につながり、その恩恵がスタッフ自身に返ってくるという観点を持って臨んでいます。「世界は誰かの仕事でできている」というCMがありました。私たちは社会の中で生きていて、それぞれがそれぞれの役割を担うことで生きやすくなっているという意識を持ち、



チームミーティングの様子

家族と過ごす時間とのバランスを取りながら仕事に取り組んでいます。

寺尾：私はずっと貢献しているという実感がなく、他人ばかりが輝いて見えました。自信の持てない日々も、「今やれることをやる」を続けていたこと、それこそが貢献なのだと思い、心からこれでいいと思えるようになりました。振り返り、私は、「あなたのことを知ろうとしています」「あなたのことを考えています」と伝えることを大切に、それが自分の強みだと思っています。やれることをやればそれでよい。それが貢献なんだよ伝えたいですね。

河合：私は、患者さんのやる気をどう引き出してよいかわからない、と心理学を学び、コーチングにたどりつきました。理学療法士など対人支援者には、コミュニケーションと自己基盤が大事です。真面目で自己犠牲の強い人が多いのですが、自己基盤をしっかりさせること、自分を認めてあげてことをセラピスト自身がもっとやったほうがよいと感じます。私は現在、名刺に「地域を

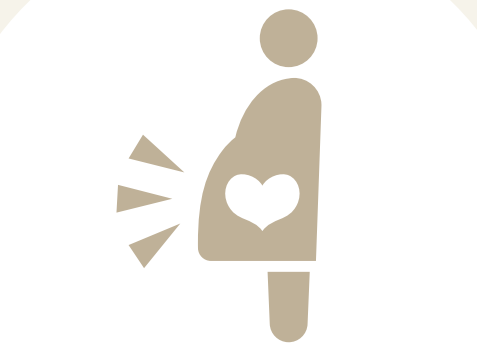
つなげる活動家」と記載して、だれも取り残さない、包含できる社会を作りたいと思って活動しています。今、娘が理学療法士を目指して養成校に通っていますが、これから理学療法士を目指す皆さんにも理学療法士の楽しさ、価値、やりがいを伝えていきたいと思っています。

吉井：皆さんそれぞれが、理学療法士としてだけでなく、人としてもロールモデルになると感じました。理学療法士はよい仕事です。ぜひ、若い世代に、社会に貢献できている仕事であるという誇りを持っていただけるといいなと思いました。今回与えられた課題については、本会としても積極的に取り組んでいきたいと思っています。本日はありがとうございました。



オンライン座談会の様子

(注) 個人が選択を迫られたときに、その人が最も放棄したくない欲求、価値観、能力(才能)などのことで、個人の自己像の中心を示すものです。個人のキャリアを船にたとえた場合、それをつなぎとめる錨(アンカー)としての働きをするもので、ある人のキャリアの積極的定着促進要因といえます。ネット上に自己診断のサイトがあるので、ぜひあなたも自己診断してみてください。



赤ちゃんを授かった！

仕事を続けられるように
利用できる制度は
何があるんだろう？

産休、育休が取りやすいだけでなく、職場内にサポートチームが発足しており、各事業への啓発だけでなく制度の紹介やアンケート調査など積極的に活動しています。

チーム制のため安心して休める（急な子どもの休み等）、時短勤務など対応できている、年3回面談し近況報告、復帰に向けての準備をしてもらっている。

男性の育児休暇を全員が取れる体制となっています。療法士長が率先して育児休暇を取られたため、気兼ねなく取得することができました。代行を立てなければなりませんでした。お互い様の精神で嫌がらずに引き受けてもらえたので助かりました。

妊娠出産後のサポートはなく、仕事との両立はあくまで個人的力量に任される。できないのは個人の問題とされ、精神的負担が大きかった。

妊娠中は休むところがなくデスクでずっとまわっていることが多かった。切迫流産が多い職場だが、患者さんの介助等対応をどこまでしてよいのかのガイドラインがない。

時短勤務者に関しては、単位をなるべく取ることが優先されてしまうため、事務作業に充てられる時間が少なく、昼休みを全て削ったり、保育園のお迎えがかなり遅くなったりしてしまいます。

出産・育児は、言うまでもなく人生の大きなイベントです。「子育てする親」という新たな役割ができて嬉しいと思う反面、今後の職業生活やキャリアがどうなっていくのか不安になる方も多いのではないのでしょうか。実際に仕事を辞めてしまう方も多く、子育て世代の女性の就業率が下がるという公的な統計結果も出ています。

ここでは、出産・育児と職業生活を両立していくための休業や給付金等の制度をご紹介します。

POINT 01

妊娠がわかったら、まず職場に報告しよう！

妊娠初期（妊娠から4か月）は母親の体調も赤ちゃんも不安定な時期です。理学療法士の業務には身体に負荷のかかる作業もあるので、職場に報告してリスクになる業務は避けられるよう配慮をお願いしましょう。職場としても欠員に備えた準備ができます。

事業主が、妊娠や出産、産休・育休・育児短時間勤務等の利用を理由として、その方に対して、解雇、降格、不当な人事評価、賞与査定等、その他労働条件を不利益に扱うことは禁止されています。もしも不利益に扱われていると感じたときには、無料で相談できる行政機関の「調停」制度も利用可能です（詳しくは各都道府県労働局の雇用均等室までお問い合わせください）。

POINT 02

産休中の収入補てん「出産手当金」について知ろう！

産前6週間および産後8週間は、母体保護の観点から労働基準法で就業を制限される「産休（産前産後休業）」の期間です（出産予定日と出産日のずれにより、産前期間の短縮・延長、それに伴う産後期間の前倒し・後ろ倒しが生じる場合があります）。産休中は、ノーワーク・ノーペイであり無給が一般的ですが、健康保険に加入されている方には、同制度から収入補てんの給付である「出産手当金」が支給されることになります。

※産休延長期間も支給対象となります。金額や要件には細かい基準もあるので、詳細はご自身が加入されている健保協会や健保組合にご確認ください。

出産手当金の金額：
おおむね給与の

66%

POINT 03

出産育児一時金の取り扱いを知ろう！

被用者保険・国民健康保険の制度に基づき、妊娠85日以上で出産をした女性に対して、一時金として404,000～420,000円が支給されます。

※普通分娩は「療養の給付」の対象にならないことから、この一時金を医療機関が本人にかわって代理受領して、出産の費用に充てるのが一般的ですが、現金給付を選択することも可能です。帝王切開など分娩で医療行為を伴う場合は、「療養の給付」の対象となります。

一時金として

404,000～
420,000円

POINT 04

育休・育児休業給付金を踏まえて、育児中の生活を考えよう！

1歳未満の子どもを養育する方（男女問わず）が、事業主に申出をして取得する休業が「育休（育児休業）」であり、育児介護休業法に定められています。女性の場合、「産休」が終了してから「育休」に入ることになります。育休の取得期間は原則、子どもが1歳になるときまでですが、1歳になった時点で保育所に入れない場合などは最大で2歳まで延長可能です。また父母両方が育休を取得した場合には、当初より1歳2か月まで取得できる制度（パパ・ママプラス）もあります。「育休」中もやはり無給となるのが通常ですが、「育休」後の職場復帰を目的として、雇用保険制度では、休業中の収入補てんとして「育児休業給付金」を支給しています。

※厳格な支給要件があるので、詳細はハローワークにご確認ください。

育児休業給付金の金額：
最初の180日間
おおむね給与の

67%

それ以降
（延長期間含む）

50%



「育児休業給付金」は完全に休業しなくても、月80時間未満の就業の場合は「育休」と認められ、全部又は一部が支給されることがあります。この特徴を活用して、育休を取りにくい方（例えば男性）も検討してみるとよいでしょう。

POINT 05

その他の出産・育児支援に関する主な制度を紹介します！

事業主によって独自制度や利用の要件があるかもしれません。自施設の規程を確認して、担当部署へ相談することをおすすめします。法令制度に関する質問はハローワークや各都道府県労働局の雇用均等室が担当となります。ちなみに、下記の休暇や短縮時間については無給・無補てんで扱われるというのが一般的です。

1. 妊娠中の女性からの申出に基づく軽易な業務への転換義務（労働基準法）
2. 母子保健法の規定による保健指導・健康診査を受けるために必要な時間の確保
医師から指導がある場合には、勤務時間の変更、通勤・勤務の軽減等の措置（男女雇用機会均等法）
3. 育児短時間勤務制度：
2歳以下の子どもを養育する方の申出によって、勤務時間を通常より短縮（育児介護休業法）
4. 所定時間外労働の免除：
2歳以下の子どもを養育する方の申出によって、一切の所定外労働を免除（育児介護休業法）
5. 時間外労働の制限：
小学校入学前の子どもを養育する方の申出により時間外労働を月24時間・年150時間以内に制限（育児介護休業法）
6. 深夜業の制限：
小学校入学前の子どもを養育する方の申出により深夜（22:00～5:00）の就業を制限（育児介護休業法）
7. 子の看護休暇：
小学校入学前の子どもを養育する方は子ども1人・1年間につき5日（半日・時間単位取得可）の看護のための休暇取得可能（育児介護休業法）

日本理学療法士協会では…

育児休業期間中に割引申請を行った会員について次年度年会費を割引する制度があります。

<http://www.japanpt.or.jp/about/join/change-notification/06/>



割引額

通常金額 10,000円 ▶ 割引後 2,000円

※都道府県理学療法士会年会費については各士会の定めるところによる。

▶厚生労働省 サポートサイト

妊娠・出産をサポートする
女性にやさしい職場づくりナビ
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp>



イクメンプロジェクト
<https://ikumen-project.mhlw.go.jp>



父親の介護で休暇をとり、看取りができた職員がいた。

家族に介護が必要な状態になったときに、サポートを受けられることが分かっていたので、安心して介護を担い始めた。



介護休暇の仕組みがなかったわけではないが、理解している人が少なく、休みを取るときに心苦しかった。

家族の介護が必要となったときにこそ理学療法士の知識を活かしたいのに、仕事が休みづらい。何のために仕事をしているのか疑問に感じることがある。

父親が脳卒中で介護が必要に…

仕事、子育て、介護の全部をやるなんてどうしたらいいか目が回りそう

介護離職がよく話題となるように、家族を介護しなければならない状況は、仕事を続けられなくなる要因の一つです。介護離職防止を目的として、育児介護休業法では介護休業制度などが定められています。

ここでは介護と仕事の両立支援に関する制度をご紹介します。

POINT

01

介護休業・介護休業給付金について知ろう！

家族を介護する場合、家族1人について最大93日間（3回まで分割可）の介護休業を取得することができます。

▶対象家族：配偶者、子、父母、配偶者の父母、同居・扶養に入っている孫、祖父母、兄弟姉妹

※年齢は問われません。

▶要介護状態：2週間以上にわたり常時介護が必要な状態

※介護保険法の要介護認定とは異なり、医師や行政機関の判断を伴うものではありません。

直近で1年以上雇用保険に加入していた方であれば、休業中「介護休業給付金」を受給することができます。詳細はハローワークにご確認ください。

介護休業
給付金の金額：
おおむね給与の

67%

※完全に休業しなくても、就業が月10日未満の場合等では、全部又は一部が支給されることがあります。

POINT

02

その他の介護と仕事の両立支援に関する主な制度を紹介します！

1. 介護短時間勤務措置：勤務時間が通常より短縮される制度（育児介護休業法）
※事業主には介護短時間勤務、フレックスタイム制、時差出勤又は、介護費用支援からいずれかの措置の導入が義務付けられています。自施設の規程をご確認ください。
2. 所定時間外労働の免除：一切の所定時間外労働を免除（育児介護休業法）
3. 時間外労働の制限：時間外労働を月24時間・年150時間以内に制限（育児介護休業法）
4. 深夜業の制限：深夜（22:00～5:00）の就業を制限（育児介護休業法）
5. 介護休暇：家族1人・1年間に付き5日（半日・時間単位取得可）の介護のための休暇取得可能（育児介護休業法）

いずれも対象家族を介護する方の申出により適用されるものなので、まずは職場に相談してみましょう。

ご紹介しているもののほかに、以下のような制度もあります。

雇用保険の被保険者である期間が原則3年間必要ですが、指定教育訓練実施者として認められた講座などを受けた場合、その費用の原則20％に相当する金額の給付を受けることができます。

社会制度 教育訓練給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

海外で勤務・留学をしている方には、その期間中の年会費の割引を受けることができます。

協会 海外会員割引

<http://www.japanpt.or.jp/about/join/change-notification/06/>



厚生労働省 サポートサイト

介護休業制度

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/

治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



ケガにより通常業務が困難だったとき、私の身体の状況に合わせた業務を割り当てていただけたことで、精神的負担が少ない状態で復職できた。

メンタルヘルスを理由に休職していたスタッフに対して、産業医、かかりつけ医、役職者、事務職で共働して復職支援し、フルタイム勤務までフォローアップできた。



ケガや病気で休んでいた間、人間関係を含め復職できるのか、収入減をどうしていったらいいのか悩んだ。

病気で休暇を取った際、上司からの相談なく仕事を外されてしまった。

体調不良を放置していたら、がんでした。

手術と投薬で回復したけれど、以前のように働く自信がない…

2020年は、社会情勢的にも健康について考えさせられる1年でした。健康を気づかうことの大切さは言うまでもありませんが、万が一、中長期的に療養を要する病気やケガをしてしまったときに、仕事や生活はどうするのか考えておく必要があるのではないのでしょうか。ここでは、病気を患ってしまったときの支援制度についてお伝えします。

POINT

01

傷病手当金・休業補償給付の違いについて知ろう！

業務外の病気やケガによって4日以上働けなくなる場合、4日目から最大1年半までの間、健康保険から生活補てんの給付である「傷病手当金」が支給されます。

傷病手当金の
金額：
おおむね給与の
66%

業務上・通勤上の病気やケガ（いわゆる労災）の場合には、同様に4日目から治療までの間、労災保険から「休業補償給付」が支給されます※。

※原因が通勤上である場合は、呼び方が「休業給付」に変わりますが、給付内容は同じものになります。

休業補償給付の
金額：
おおむね給与の
80%

POINT

02

限度額認定証・高額療養費の仕組みを活用しよう！

医療機関でかかる療養費における被用者保険・国民健康保険の加入者の窓口負担は、原則3割です。しかし、その窓口負担額には、月あたりの上限額が決められており、上限額を超えた部分については、各保険者が給付を行ってくれる仕組みがあります。

▶限度額認定証：事前に保険者で発行してもらい、医療機関に提出することで、医療機関が保険者から直接上限超過分を受領してくれます。

▶高額療養費：被保険者が先に支払い過ぎたものを後から申請することで受領できます。

※上限額は収入や年齢によって変わるため、詳細は健保協会や健保組合にご確認ください。

POINT

03

障害に対する給付、障害年金について知ろう！

初診日から1年半が経過した日において、年金法令に定める「障害等級」の状態にある場合、「障害厚生年金」や「障害基礎年金」が支給されます。初診日にどの年金制度に加入していたか、年金保険料を過去に2/3以上納めてきたかなどの細かい要件がありますので、詳細は年金事務所や街角年金センターにてご相談ください。障害年金は、障害があることへの給付であるため、受給している方が働いて収入をたくさん得ていたとしても、通常支給停止になることはありません（厚生年金保険法、国民年金保険法）。ちなみに労災の場合には「障害（補償）給付」という一時金や年金の制度があり、こちらの詳細については、労働基準監督署で確認することができます（労災保険法）。

POINT

04

職場とよく相談を！病気になってしまったときのその他の支援

「治療と仕事の両立」については、育児や介護と異なり、短時間勤務等の措置が法令によって事業主に義務付けられているわけではありません。職場とよくコミュニケーションを取り、休み方や働き方を双方合意の上で決めていくことになります。

1. 治療に専念するために仕事を休まざるを得ないのであれば、まず職場の就業規則で、休職制度（休職可能期間や手続き）の内容を確認しましょう。
2. 職場の担当者や、傷病手当金申請の段取りや復職時期の目途、復職後の留意点・治療頻度等について共有しましょう。
3. 復職後においては、治療と仕事を両立できる勤務形態（短時間勤務制度やテレワーク）を取り入れてもらうなど、職場と相談しながら進めていくことをおすすめします。

新しい研修会様式(オンライン)で開催! //

第55回 日本理学療法学術 研修大会 2020 in おおいた

100年ライフに必要な「はたらく」を構築する
～目標達成に向けた臨床理学療法の確立～



本来、本大会は2020年開催予定でしたがCOVID-19の影響により2021年5月に延期となり、完全オンラインで開催します。オンラインとなっても基本コンセプトのひとつである“明日からの臨床理学療法に繋がる研修会”となるよう、講師陣と一体となり研修方式を考えています。また完全オンラインとなったことで移動、宿泊など時間と費用を削減し、自宅で効果的・効率的に多くの学術研鑽が行えます。多くの方々にご参加いただき、理学療法士のこれからの姿を学ぶ機会となることを期待します。

大会長 河野 礼治

▶日時
2021年5月29日(土)～30日(日)

▶会場 ディスカッションはライブ形式!
完全オンライン開催
※全コンテンツ、当日のみのオンライン配信

▶参加費
会 員:

4,000円

非会員: 8,000円
学 生: 500円
養成校: 20,000円/校
※養成校でも申し込みいただいた場合、在校生による申込・参加費は不要です。

本大会のメリット

オンライン機器展示!

大会前からHPで機器紹介が視聴できることに加え、大会中にディスカッション時間を用意。商品について直接企業と質問や意見交換が行えます。



低価格!

交通費、宿泊費不要。参加費4,000円は新しい研修会様式だからこそ実現できた低価格。協会組織構成の半数以上を占める若手会員が参加しやすい設定です!

充実した研修内容

充実の事前学習!

全会員が無料で視聴できるe-ラーニングを配信中! これからの理学療法はどのように変遷していくべきかを豪華講師陣より学べます(要申込)。

配信中

- ▶ 100年ライフと理学療法
- ▶ ICFとSPDCA cycle, OODA loop
- ▶ 呼吸・循環生理 / 筋生理
- ▶ 運動学習
- ▶ 臓器連関
- ▶ Evidence-based PTと診療ガイドライン

2021年3月 配信開始

- ▶ COVID-19と理学療法士への影響—これから求められる理学療法士像と働き方—
- *事前に日本理学療法士協会のCOVID-19の関連動画をご視聴ください。

受講者数を制限する場合があるのでお申し込みはお早目に! //

充実の研修企画と講師陣!

習得モデルに沿った研修テーマ

- ▶ 理学療法と運動
- ▶ はたらくを達成する理学療法
- ▶ 理学療法の新たな可能性
- ▶ 地域を支える理学療法
- ▶ 理学療法士育成!
- ▶ 理学療法と社会
- ▶ 個人を活かす理学療法
- ▶ スペシャリストの思考を学ぶ

興味深い特別企画!

「はたらく」を支える現場を見て、感じる!～障がい者就労の場、亀川・太陽の家から学ぶ～
我々の基本である障がい者の社会復帰(就労)を学ぶ!

日本から世界へ理学療法を発信!～あなたの挑戦を応援する～
理学療法士として皆さん方の挑戦意欲を喚起!

公開シンポジウム

～100年ライフを共に生きる、これからのまちづくり～
国や自治体が考える、まちづくりを学び実践する!

無料



皆さんの期待に応える
研修内容や講師陣の詳細については
QRコードよりHPをご覧ください!



INFORMATION

新年度に向けたお知らせ

2021年度、日本理学療法士学会と分科学会が法人化します。また、2022年度の
新生涯学習制度の導入に向けて、現行の生涯学習制度が2021年度末をもって終了します。
詳細は、本会および学会ホームページにて随時最新情報をご確認ください。

学会法人化について

▶ 分科学会・部門が法人化へ

理学療法専門分野の研究を推進するため、2021年4月より、協会
内組織であった12分科学会が一般社団法人格を取得し、独立します。
また、一般社団法人日本理学療法学会連合が設立され、連合内では8
部門が「研究会」となります。

▶ 法人学会・研究会 会員募集

現在、法人化を目指す学会では「専門会員A」・「一般会員」を募
集しています。理学療法の研究に携わる会員の皆さまはぜひご入会
ください。現在、分科学会・部門に登録している本会会員の方もあ
らためて入会手続きが必要です。

入会には会員区分と要件がありますので、詳しくはJPTA NEWS
12月号に同封の冊子「2021年春一般社団法人日本理学療法学会連合
誕生」、もしくは日本理学療法士学会ホームページの「入会申請」を
ご覧ください。入会申請はマイページの「会員専用コンテンツ」で行っ
ています。

日本理学療法士学会
ホームページ「入会申請」
[http://jspt.japanpt.or.jp/
20210119/](http://jspt.japanpt.or.jp/20210119/)



一般社団法人 日本理学療法学会連合

法人化する学会（現：分科学会）

一般社団法人 日本運動器理学療法学会
一般社団法人 日本基礎理学療法学会
一般社団法人 日本呼吸理学療法学会
一般社団法人 日本支援工理学療法学会
一般社団法人 日本小児理学療法学会
一般社団法人 日本神経理学療法学会
一般社団法人 日本心管理理学療法学会
一般社団法人 日本スポーツ理学療法学会
一般社団法人 日本糖尿病理学療法学会
一般社団法人 日本地域理学療法学会
一般社団法人 日本予防理学療法学会
一般社団法人 日本理学療法教育学会

研究会（現：部門）

ウィメンズ・メンズヘルス理学療法研究会
栄養・嚥下理学療法研究会
がん理学療法研究会
産業理学療法研究会
精神・心理領域理学療法研究会
徒手理学療法研究会
物理療法研究会
理学療法管理研究会

新生涯学習制度について

2022年4月から生涯学習制度が変わります。詳細は会員限定コンテンツに順次掲載していきます。

下記へアクセスしてご確認ください。



新生涯学習制度のイメージ図



2021年度認定・専門理学療法士申請について

現生涯学習制度における認定・専門理学療法士の申請は、2021年度が最終年度となります。

認定 理学療法士	新規	2022年度開始の新生涯学習制度への移行に伴い、2021年度の申請は、申請手続きが2段階となります。症例報告の申請時期、認定試験日が早まりますので、申請予定の方はご注意ください。 申請手続き① 症例報告10症例の提出 2021年6月1日(火)～7月30日(金) 申請手続き② ポイント申請書類の提出 2021年11月1日(月)～11月30日(火) 認定試験日 2021年12月25日(土) ※筆記試験（全国8都市で実施予定）	WEB申請
	更新★	申請時期に変更はありません。 2021年10月1日(金)～11月1日(月)正午	WEB申請
専門 理学療法士	新規	申請時期に変更はありません。 2021年10月1日(金)～10月31日(日)消印有効	郵送申請 ※専門理学療法士の新規のみ郵送での申請となりますのでご注意ください。
	更新★	申請時期に変更はありません。 2021年10月1日(金)～11月1日(月)正午	WEB申請

★2021年度の更新対象者は、2016年4月1日付取得者です。2017年4月1日付取得の方は、新生涯学習制度開始後の更新となりますので、ご注意ください。

年会費の変更について

2020年6月に新会館が完成し、会館建設に関する費用の支払いが終了しました。そのため2021年の年会費より、会館建設のため徴収させていただいていた1,000円分を減額させていただいております。

※年会費の詳細については、19ページのInformationをご参照ください。



理学療法士として 活躍し続けるために

2020年12月に世界理学療法連盟から各国に対して、「身分法が整備されていない国はその成立を図れ」という試案が提案されました。その例示された法律案の一つの項目に「臨床現場を一定期間離れた者などに、理学療法を実践する能力があることを証明することを規制当局（日本では厚生労働省）が求める権限」について言及があり、実践能力がないことを示す証拠がある場合は資格取消なども可能とする案が示されていました。

この項目に私は大いに戸惑いました。理学療法士を治療者として考えるならば、一理あると思いますし、利用者の立場で考えると、数年間のブランクがあり、直近の医療情報等に欠ける者から受ける医行為に対して対価を払うことには、違和感を禁じ得ないでしょう。そのように考えると、世界理学療法連盟の考え方も理解できないことはありません。一方で、数年間の教育課程を経て国家試験に合格し、誠実に活動している理学療法士が、疾病や妊娠・出産等によってやむを得ず臨床を離れたことにより、「理学療法士」の名称も権利も失うことになるとしたら、これにはなかなか同意できない思いがあります。

私は、医療職としての理学療法士の誇りと自己責任の下で、積極的にブランクを解消することが大切だと思います。その際、日本理学療法士協会や都道府県理学療法士会が十分なプログラムを用意することが重要になります。そして、これらのプログラムは、人生100年時代にも重要な役割を担います。大学や専門学校までの「第1次学び期」、65歳位までの「第1次就労期」、離職した後の「第2次学び期」、そして「第2次就労期」となっていくます。例えば、急性期理学療法に従事し、定年を迎え老健施設等に再就職するにあたって、「第2次学び期」は非常に重要なものになります。急性期理学療法、回復期理学療法、そして生活期理学療法はそれぞれ異質なものです。これらの期ごとに実践している内容が異質でないとすれば、理学療法は治療とは言えません。

会員の方々は世界理学療法連盟の考え方についてどのように考えますか。

理学療法士をとりまく



Vol.
6

医療チームによるコロナ禍の病棟業務支援に向けた取り組み

本会は、コロナ禍においてベッド不足、医師不足、看護師不足に起因する医療崩壊の危機に対応することを目的に、医療チームによるコロナ禍の病棟業務支援について会員の皆さまにお願いし、厚生労働省から事務連絡にて都道府県衛生主管部（局）への情報提供もしていただきました（詳細は裏表紙 HOT TOPICS をご参照ください）。

なかには、なぜ業務支援について本会や厚生労働省からの発信が必要なのかと思った方がいるかもしれません。そこには、医療専門職の業務が法律に定められており、それを越えた活動は制限されるという法律・制度上の業の範囲があります。

法律の条文を見てみましょう。

「理学療法士及び作業療法士法」第15条1項
理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行うことを業とすることができる。

この保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条は看護師・准看護師の業務を、その資格を持たない者は行ってはいけないことが規定されています。そして看護師の業務として規定されている内容は次の通りです。

「保健師助産師看護師法」第5条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

今回のコロナ禍の病棟業務の支援事例では、この「療養上の世話」に属する業務と「診療の補助」のうち理学療法士等が行っても支障が生じない範囲の業務について支援している事例を掲載しています。

もちろん、本会として支援事例を紹介するにあたり、厚生労働省、日本医師会・日本看護協会などの行政・関連団体から現状をうかがったうえで進め、最終段階では内容に問題ないことについての確認と実施の了承をいただきました。

それぞれの役割を踏まえた上で、協議・調整を重ねて実行に移すという点では、現場も同様と思います。現場には現場の課題があるでしょうが、コロナ禍で医師・看護師の負担が非常に重くなっている現状を受け止め、法律のなかで許容される業の範囲での工夫をして、ぜひこの病棟業務支援にご協力いただきたいと思います。

理学療法士議員 小川かつみ 国会を走る！

本コーナーでは参議院議員として活躍する理学療法士 小川かつみ氏が、政治の世界で進められている社会保障施策への取り組みについて説明します。

「緊急事態7府県追加～大阪・愛知・福岡など」（読売）、「関西・中部に緊急事態～福岡・栃木も11都府県に拡大」（日経）という大見出しが並んだ今日（1月13日）、菅総理は基本的対処方針等諮問委員会に対象区域の追加を諮問した上で国会への事前報告を経て、同日夜の政府対策本部で正式に緊急事態宣言を発令する見込みとなりました。

昨年12月5日に第203回国会（臨時

会）が閉会したあとも、新型コロナウイルス感染症対策と鳥インフルエンザ対応などを議題に、閉会中審査として私が委員長を務める厚生労働委員会をはじめ、内閣、国土交通、農林水産、議院運営等の各常任委員会が開催されました。

「静かな年末年始を」という菅総理の呼びかけ（12月25日）にも関わらず、年明け後の感染者は昨年最多の4,519人（12月31日）から7,882人（1月8日）へと急増、その後4日間は減少傾向が続いていますが、1月12日時点でクルーズ船を除く感染者数は29万8,172人、重症者881人、

死亡者は前日から64人増えて4,179人となりました。個別の数字に対してコメントはしませんが、行動変容がうまく進んでいない実態を表していると考えています。

未知のウイルスとの遭遇から1年、現在ではワクチン接種も欧米で始まり、わが国でも2月下旬には接種が始まる見込みです。一方、党内では新型コロナウイルス感染症対策本部を舞台に、感染拡大を防ぐための法的根拠となる新型インフル等対策特別措置法等の法案審査に対する議論が真剣に重ねられています。



1951年、福岡県北九州市生まれ。1973年、九州リハビリテーション大学卒業。熊本県理学療法士会会長、日本理学療法士協会副会長などを歴任。2016年、参議院議員通常選挙にて初当選。現在、参議院厚生労働委員会理事、日本理学療法士協会理事などを務める。
小川かつみ公式サイト（<https://ogawa-katsumi.com/>）にて活動報告等。



大槻かおる（おおつき かおる）
タツミ訪問看護ステーション海老名

Kaoru Otsuki
1954年東京都目黒区生まれ、3歳から日野市で育つ。1976年国立療養所東京病院附属リハビリテーション学院卒業。東京警察病院多摩分院就職。1981年末結婚退職してから沖縄・広島・神奈川と転職して1985年4月より大和市立病院。2015年3月定年退職し4月より現職。

生涯現役

生涯、 一理学療法士でありたい。

本号で第11回を迎えた本シリーズ。
今回は、39年間総合病院に勤務されたのち、訪問リハに活動の場を移された、
神奈川県理学療法士会所属の大槻かおる先生からメッセージをいただきました。

高校生の時のボランティアで小児の療育施設に行き理学療法士を知ったのが、理学療法士になったきっかけです。小児施設で働きたいと思っていましたが、小児施設での実習を通して「小児はいろいろな疾患を持っている。総合病院で色々な疾患を経験してからの方がよいのではないか」などとおこがましくも思い、総合病院に就職して以来39年間、総合病院から抜け出せませんでした。夫の転勤で最初の9年間は東京・沖縄・広島と転々として1984年から神奈川に落ち着きました。

60歳で定年退職した時と同時に5番目の子供が大学に入学。まだまだ働かなくてはなりません。再就職を考えた時に浮かんできたのが、居住先に貢献したいことと在宅に帰った患者さんがどのように生活しているか、その生活に関わりたい、という気持ちでした。

そこで居住地の訪問看護ステーションに再就職しました。以来6年間、再就職先の65歳定年後も定年後就労継続の契約社員として仕事をしています。

病院での仕事と違い、生活に直結している在宅での訪問理学療法は、その方個々の状況に合わせて介入していくことはもちろんですが、家族や住宅事情等その方を取りまく環境も十分に考慮していかなければなりません。そこが難しい所であり、面白いと言っては語弊がありますが、やりがいのあるところですよ。

病院で働いていた時から常に小児と関わってきたことも、今とても役立っています。3か月の子どもが立てるようになり、歩けるよ

うになり、装具をどうするか悩みながら成長を間近で見守っていけるのは在宅の醍醐味です。

私が就職した時は、特例法で理学療法士になった方が多く働いていて、就職先の初めての学卒として、困難な患者さんを丸投げされました。「学卒だからできるだろう」と言われれば「できません」とは言えません。教科書、ジャーナル、研修会、いろいろな手段で一人ひとりの患者さんの理学療法を手探りで学んでいきました。それが今の訪問リハにとっても役立っています。

とはいえ、常に様々な方が依頼されてきますので、まだまだ勉強していかなければならないことばかりです。訪問リハに必要な医療保険・介護保険の知識、ケアマネさんとの関わり、目まぐるしく変わっていく法制度など、衰退していく脳に鞭を打って詰め込んでいます。コロナの影響でなかなか研修会に参加できないのは、とても残念です。リモート研修会が開催されてきたので、何とか受講しようと思っています。

「あなたは、理学療法士免許を持った時からずっと理学療法士なのよ。たとえ就労していなくても、理学療法士としてできることはあるの」—この言葉はリハビリ学院のOT部長だった矢谷玲子先生から数年前に言われた言葉です。その言葉を胸に生涯、理学療法士として自分に何ができるのかを考えながら生きていきたいと思っています。

当コーナー「生涯現役」では、生涯現役で活躍する先達から会員の皆さまへメッセージをいただきます。
お問合せ先：JPTA NEWS担当 news@japanpt.or.jp

INFORMATION

年会費の納入期限は3月末日まで！

楽天カード・口座振替の方は3月29日引落、
引落登録のない方は3月上旬に振込用紙を順次送付します。
異動・休会・復会・退会等 お早めにお手続きください。

ご登録内容に変更が生じた場合は、日本理学療法士協会（以下、本会）ホームページ内の【マイページ】へログインし、Web 申請にて各種手続きをお願いいたします。トラブル防止のため、電話・メール・FAX による各種申請は受け付けておりません。
〈参考 URL〉<http://www.japanpt.or.jp/about/join/change-notification/01/>
＊ Web 環境がない場合は、本会事務局（TEL：03-6804-1421）へお問い合わせください。



異 動

マイページからお手続きください。年会費は【異動前】の都道府県士会への納入となります。
新しい登録情報が反映されるのは4/3以降となります。休会・退会を希望される方は、必ず「休会申請」「退会申請」の画面からお手続きください（異動申請をされた場合、4/3までその他の申請手続きがお受けできません）。
また、2月下旬～3月中に転居される方は、発送物が不着する恐れがあります。郵送や宅配便などの転送手続きはご自身でご確認ください。

（注）・施設移転等による施設情報の変更は、施設代表者様のみご変更が可能です（異動申請は不要です）。
【マイページ】へログインの上、「会員管理」→「マスク管理」→「施設情報メンテ」よりお手続きください。
・休会を希望される方は、「休会申請」で自宅住所の変更が可能です。「休会申請」からお手続きください。

休 会 ・ 退 会

2021年4月から休会、3月末で退会を希望する方

➡ 4月1日までに 休会申請または退会申請 をお手続きください。

現在休会中で、休会継続を希望する方

➡ 3月31日までに 休会申請 をお手続きください。
3月31日までに申請がない場合は、退会手続きをさせていただきます。

※4/1までに休会申請または退会申請をお手続きください。入れ違いで年会費を請求する可能性がございますが、お支払いは不要です。引落決済が確定した場合は、後日返金させていただきます。
年会費納入確定後、4月2日以降に休会・退会を申請された場合は返金いたしかねます。

休会中ならびに退会後は下記の権利が停止となります。

- 各種研修会・学会等への会員価格での参加（非会員価格での参加となり、会員対象の研修会への参加はできません）
- 各種学会への無料での演題登録
- 理学療法士賠償責任保険への加入（全員加入・任意加入）
- 学術論文誌「理学療法学」ならびに会報誌「JPTA NEWS」の発送
- 選挙権、被選挙権
- 福利厚生サービス「クラブオフ」の利用 など

（注）・退会後に再度ご入会される場合は、新人教育プログラムや生涯学習基礎プログラムは再履修となります。
・退会される場合は、会員証カードを速やかに破棄してください。

復 会

2021年4月から復会を希望する方

➡ 3月31日までに 復会申請 をお手続きください。
年会費を3月31日までにお支払いいただいた方は、4月1日より「在会」となります。

会 費 割 引 （育児休業・シニア・海外）

マイページから会費割引申請をお手続きください。2022年度年会費が割引適用となります。

※海外会員割引を希望される方は、本会事務局へメールでお問い合わせください。（JPTA 会費担当：billing-chg@japanpt.or.jp）

マイページのログインID・PWの再発行について

マイページへログインできない場合は、マイページログイン画面下の「ログインできない方はこちら」より、ID・PWの再発行申請をお願いします。
〈参考 URL〉<http://www.japanpt.or.jp/inquiry/faq/mypage/system20002.html>

（注）お電話によるID・PWのご照会はありません。



年会費の改定について

10月11日（日）に開催された臨時総会にて定款細則の改正が承認され、年会費の改定が決定しました。2021年度より以下変更が適用されます。

- ▶ 改定前 11,000円（会館積立金1,000円を含む）
- ▶ 改定後 10,000円（新会館完成に伴い、会館積立金1,000円の徴収終了）

＊育児休業割引・シニア割引・海外会員割引の割引後年会費は2,000円となります。
＊請求時には各都道府県理学療法士会年会費が合算されます。

クラブオフについて

本会では、福利厚生サービスとして、会員優待料金で様々なサービスが利用可能な「日本理学療法士協会 クラブオフ」をご用意しています。

ウィンタープレゼント実施中！

4 K テレビやジェフグルメカード等 抽選で豪華賞品が当たる！



◎その他サービスの詳細はWebで検索！

理学療法士協会 クラブオフ

検索

2021年
3月31日
まで



HOT TOPICS

2020年度 役員候補者選挙 実施中！

現在、代議員による役員候補者選挙の投票を実施しています(会員限定コンテンツに選挙公報が掲載されているので、会員の皆さまもぜひご覧ください)。役員候補者選挙後には、当選した役員候補者の中から会長候補者選挙が行われる予定です。

また、先に行われた分科学会運営幹事選挙の当選者も公開しています。

詳細については本会ホームページをご確認ください(順次情報を掲載しています)。

<http://www.japanpt.or.jp/about/jpta/election/>



御礼！/ 訪問看護ステーション人員配置 厚生労働大臣に 約19万筆の署名を提出！

訪問看護ステーション人員配置基準の新設に関する署名活動へご協力いただき、ありがとうございました。

結果として、看護体制強化加算を算定しているステーションに限り、看護職員の割合を6割以上(2年の経過措置)とし、その他の事業所の人員配置割合は見送る案が厚労省から示されました。

令和3年度介護報酬改定の情報については、引き続き本会ホームページなどで広報していきます。



http://www.japanpt.or.jp/about/enterprise/professional/care_insurance/2021/



医療チームによるコロナ禍の 病棟業務の支援事例を紹介！

医療崩壊の危機を乗り越えるため、新型コロナウイルス感染症患者に対して病棟業務の支援に従事している事例を募り、会長メッセージとともに、本会ホームページに公開しました。

本事例は厚生労働省医政局医事課・看護課から都道府県にも事務連絡として情報提供がされています。感染者が急増し、医師・看護師の負担が増える中、同じ医療職として可能な限りのご支援をお願いします。

<http://www.japanpt.or.jp/about/jpta/info/20201224.html>



ガイドライン・手引きを発行しました！

新人理学療法士職員研修ガイドラインと臨床実習教育の手引き(第6版)が発行されました。いずれも本会ホームページからダウンロードできますので、卒前・卒後教育の指針として、ぜひご活用ください。

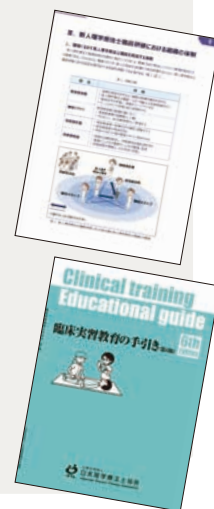
▼新人理学療法士職員研修ガイドライン

http://www.japanpt.or.jp/about/enterprise/lifelonglearning/education_training/



▼臨床実習教育の手引き(第6版)

http://www.japanpt.or.jp/about/data/books/education_01/



マイページ(会員限定コンテンツ)
へのアクセスはこちらから。



公益社団法人

日本理学療法士協会

Japanese Physical Therapy Association

公益社団法人 日本理学療法士協会会報誌 号数：No.329
発行日：2021年2月20日

発行人：公益社団法人 日本理学療法士協会
〒106-0032 東京都港区六本木七丁目11番10号
TEL：03-5843-1747 FAX：03-5843-1748

HPへアクセス

代表：半田一登
編集：日本理学療法士協会 事務局
本会HP：<http://www.japanpt.or.jp>

